

利用キャンセルに伴う 施設使用料金の 返金制度のご案内



- ☆ 文化施設に関するお問合わせ
さいたま市文化振興課
電話 048-829-1227
- ☆ コミュニティセンターに関するお問合わせ
さいたま市コミュニティ推進課
電話 048-829-1068

制度の概要

1 対象施設

市内コミュニティセンター(20 施設)、文化施設(プラザイースト、プラザウエスト、プラザノース、文化センター、市民会館(3 施設)、氷川の杜文化館、及び恭慶館) 合計 29 施設

2 還付対象

施設窓口において利用申請(手続き)した後、利用施設(部屋)に応じてお支払いした料金が対象となります。

3 制度の特徴

(1) 支払期限

施設窓口における手続き(申請)の後、利用施設(部屋)の別により設定される支払期限までに所定料金をお支払いください。

○ 還付率 100%の期間に申請する場合

- ・12 か月前に申請可能な施設 : 申請日から 1 か月以内
- ・6 か月前、3 か月前に申請可能な施設 : 申請日の翌日から 7 日以内

○ 還付率 50%・0%の期間に申請する場合 : いずれの部屋も原則として窓口手続き時

☆ ご注意ください！！ ☆

コミュニティセンターは、施設窓口で手続きをする際に、料金をお支払いください。

(2) 還付(返金)の割合

利用施設(部屋)の別、及び取消しの時期により異なります。利用予定日からの起算により還付(返金)の割合が異なりますので、ご注意ください。

また、利用予定日を変更された後に取消しをした場合、変更前の利用予定日からの起算となりますのでご注意ください。

(3) 還付(返金)の手続き

施設窓口で予約の取り消し手続きをいただく際に、併せて還付(返金)の手続きをしていただきます。

(4) 支払期限を過ぎた場合

支払期限を過ぎてもお支払いがない場合は、原則として予約を取消しとさせていただきます。

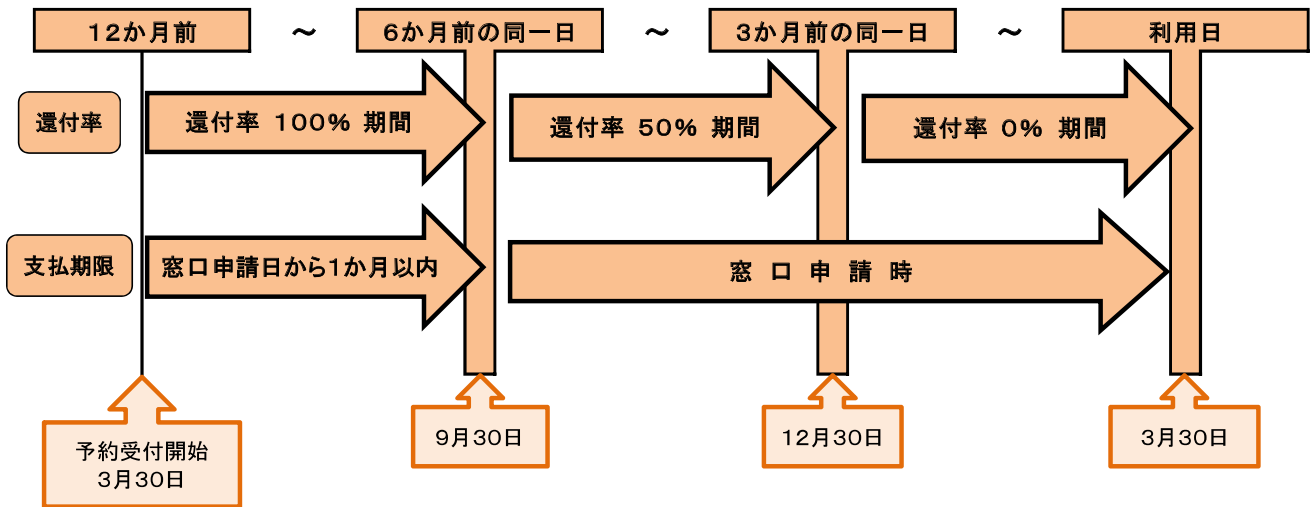
お支払の期限

利用施設(部屋)		文化施設			コミュニティセンター	
		ホール・ギャラリー	多目的ルーム・展示室等	会議室等	多目的ホール等	会議室等
予約開始時期(市内の方の場合)		12か月前	6か月前	3か月前	6か月前	3か月前
納入 期限	還付率100%の期間に 申請する場合	申請日から 1か月以内	申請日の翌日から 7日以内	申請日の翌日から 7日以内	窓口での予約手続き時	
	還付率50%・0%の期 間に申請する場合	原則として窓口での予約手続き時				

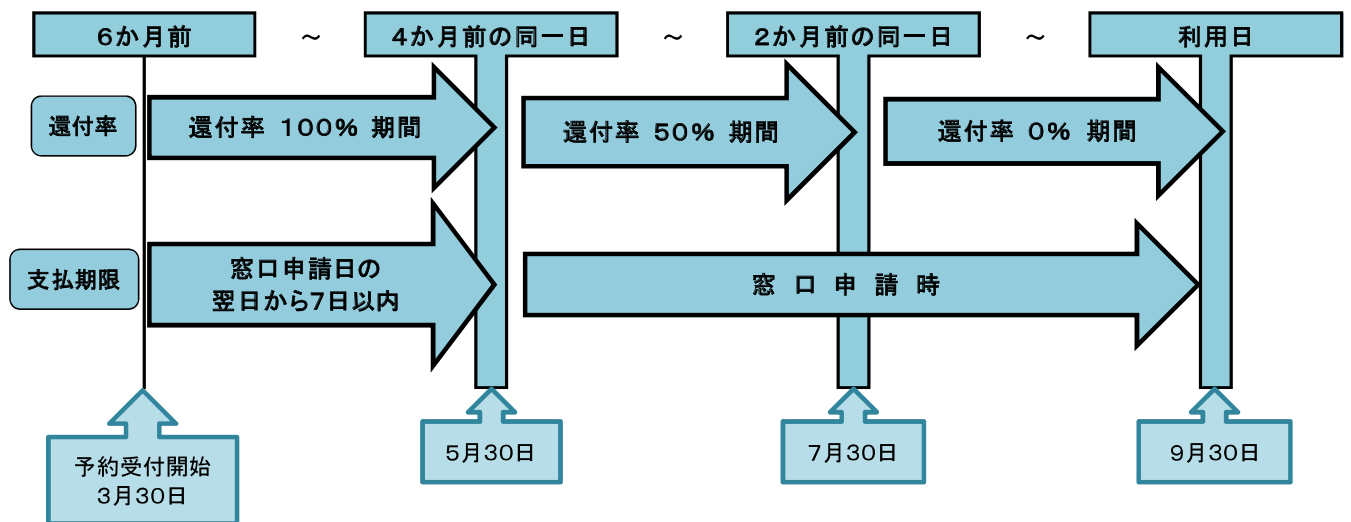
還付(返金)の割合とお支払い期限

※ 還付申請期間の同一日にあたる日が休館日の場合は、翌開館日となります。

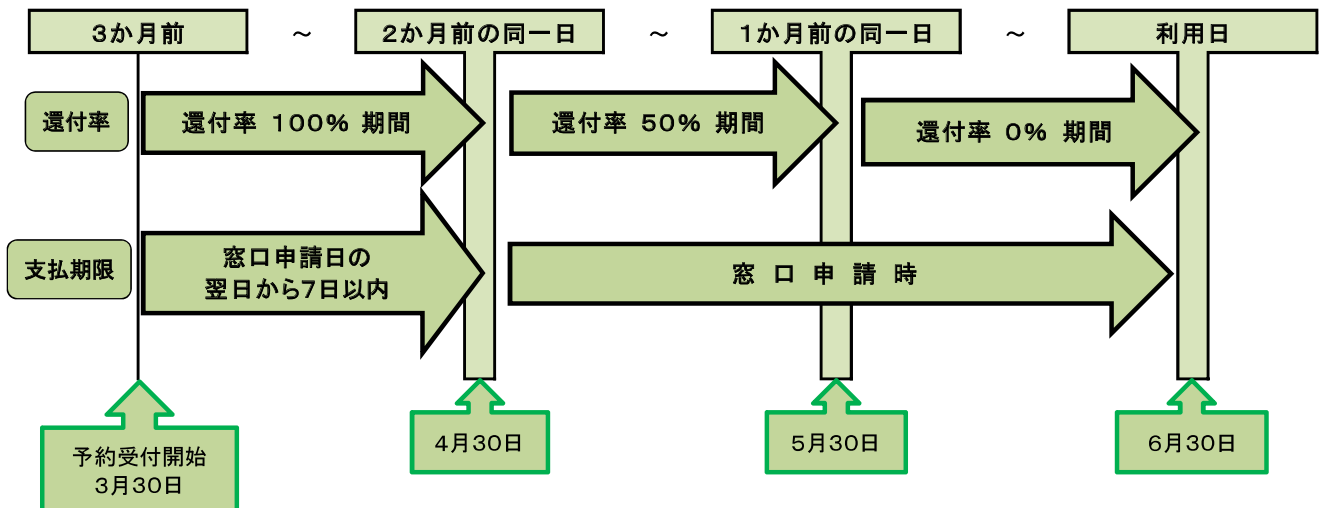
12か月前から予約受付開始の施設(ホール、ギャラリー等)



6か月前から予約受付の施設(多目的ルーム、展示室等)



3か月前から予約受付の施設(会議室等)



「とこが、なにが、どうなるの？」

☆ 施設使用料金還付制度早わかりガイド ☆

- 問1. 全ての利用料金が還付の対象なの？
答え いいえ、ホールや会議室など、お部屋の料金が対象です。マイクなどの附属設備の料金及び窯室の料金は対象外になります。
- 問2. 各施設の予約開始時期は変わるの？
答え いいえ、変わりません。
- 問3. 使用料の支払い期限は変わるの？
答え 各コミュニティセンターに変更はありません。(従来通り本申請時に支払い)文化施設は下記のとおり変わります。
- ・12ヶ月前から予約開始の施設
変更前 … 利用日の3ヶ月前まで
変更後 … 本申請から1ヶ月以内
※ ただし、利用日の6ヶ月前を切っただけからの申請では、原則申請手続き時
 - ・6ヶ月前から予約開始の施設
変更前 … 利用日の2ヶ月前まで
変更後 … 本申請の翌日から7日以内
※ ただし、利用日の4ヶ月前を切っただけからの申請では、原則申請手続き時
 - ・3ヶ月前から予約開始の施設
変更前 … 利用日の10日前まで
変更後 … 本申請の翌日から7日以内
※ ただし、利用日の2ヶ月前を切っただけからの申請では、原則申請手続き時
- 問4. どうして文化施設は支払時期が変わるの？
答え これまでは、本申請から支払期限までに余裕があるため、未払い状態のまま、最終的にキャンセルというケースが少なからずありました。この様な状況を改善し、より多くの方に利用機会を提供するため、また、利用を早期に確定するために、従来よりも早めの期限に変更させていただきました。
- 問5. 還付金はどうやって返してもらえるの？
答え お客様の郵便口座又は銀行口座へ送金させていただきます。
- 問6. 振込時の手数料は、返金額から引かれるの？
答え いいえ、振込手数料は施設(さいたま市)が負担いたします。
- 問7. 窓口で現金では返してもらえないの？
答え 現金でのお返しはできません。

問8. いつでも全額返してもらえるの？

答え いつでも、全額ではありません。
キャンセルの手続きをいつ行っていたか、還付率が変わってまいります。
還付率等の詳細は別紙「施設使用料金還付制度のご案内」を参照してください。
※ 還付額の計算は「10円未満切り上げ」になります。

問9. 還付手続きはどうすればいいの？

答え 施設窓口まで予約キャンセルの手続きにお越しください。その際に「還付申請書」をお渡ししますので、必要事項を記入のうえご提出ください。

問10. 電話でも還付手続きはできるの？

答え 電話の手続きは行えません。

問11. 還付手続きには何が必要なの？

答え 以下の書類が必要となります。

- ① 「還付申請書」…窓口でお渡しします。(問9 参照)
- ② 「利用許可書兼領収書」又は「利用変更許可書兼領収書」(原本)
※ 変更した予約をキャンセルする場合の還付金額は、変更前の利用予定日を基準にした還付率により計算されます。
- ③ 身分証明書(手続きする方のもの)
- ④ 銀行口座情報(還付金を受け取る金融口座)
- ⑤ 印鑑(手続する方のもの)

なお、手続きができる方は限られておりますので、次の「問12」をご確認ください。

問12. 還付手続きは誰でもできるの？

答え 団体予約の場合

1. 代表者のみ

個人予約の場合

1. 本人のみ

なお、それ以外の方が手続きをされる場合は、代表者又は本人からの委任状が必要になります。また、代表者又は本人以外の方が名義人となっている還付金振込口座を使用される場合も、委任状が必要です。

問13. 予約の一部キャンセルでもその分だけを還付してもらえるの？

答え 予約の一部キャンセルでも還付ができます。

※ ただし、受付可能な施設と併用で受付期間前の施設を申込みした場合、受付可能施設のみをキャンセルし、還付することはできません。

- 「例」 多目的ホール(6ヶ月前から受付可能)を予約する際に、同時に集会室(3ヶ月前から受付可能)を併用施設として予約

↓

多目的ホールのみキャンセルはできません。

問14. 「キャンセル」と「予約変更」はどう違うの？

答え 「キャンセル」…全て又は一部の施設が取り消された場合⇒ 還付対象

「予約変更」…予約した施設を別の施設に振り替えた場合や、施設の開場時間・入場料金額を変更した場合など⇒ 使用料減額分は還付不可

◆ その他、当制度についての詳細、ご不明な点は以下までお問合せください。

文化施設に関するお問合せ さいたま市文化振興課 048-829-1227
(フラザイースト・ウエスト・ノース、氷川の杜文化館・恭慶館含む)

コミュニティ施設に関するお問合せ さいたま市コミュニティ推進課 048-829-1068